

8. 教育の振興（基本法第16,17条関係、条約第24,30条関係）		
(1)インクルーシブ教育システムの推進		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
8-(1)-3	文部科学省	「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」教育課程(1)教育課程の編成の意義 到達目標「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育む」→「医学モデル」であり、「社会モデル」の視点に欠ける。また、指導法(1)各教科等の配慮事項と授業設計「音声、文字、手話、指文字など多様な意思の伝達の方法」→「手話言語」の視点に欠ける。「社会モデル」理解のさらなる深化をお願いしたい。
8-(1)-5	文部科学省	SC及びSSW対応実績は公立小中学校だけでなく特別支援学校も集計を掲載してほしい。「外部専門家の配置」に「手話通訳士」も明記してほしい。
8-(1)-6	文部科学省	周知に終わらず予算計上を行うこと。予算保障がないと教員の過重負担を理由に望ましいレベルの配慮が得られない。
(2)教育環境の整備		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
8-(2)-1	文部科学省	8-(1)-3 「障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前庭」にしているならば、教職課程の中に「手話言語」履修を位置づけてほしい。現にきこえない・きこえにくい児童生徒の多くは地域の幼稚園・小中学校に通っている。
8-(2)-2	文部科学省	「外部専門家の配置」に「手話通訳士」も明記できないか。
8-(2)-3	文部科学省	「障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、全ての学校、全ての学級に在籍することを前庭」にしているならば、教職課程の中に「手話言語」履修を位置づけてほしい。現にきこえない・きこえにくい児童生徒の多くは地域の幼稚園・小中学校に通っている。
8-(2)-4	文部科学省	手話言語へのアクセス、聴覚障害のある児童生徒への支援開発を明記。
8-(2)-5	文部科学省	バリアフリー化としてエレベーターやスロープの整備が挙げられているが、音声情報のみの環境はきこえない・きこえにくい幼児児童生徒学生にとってのバリアだということを理解してほしい。エレベーターやスロープだけではなく視覚情報提供も基盤整備であるため、きこえない・きこえにくい子どもたちのことも含むインクルーシブの視点を持って取組を展開していただきたい。
(3)高等教育における障害学生支援の推進		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
8-(3)-1	文部科学省	バリアフリー化としてエレベーターやスロープの整備が挙げられているが、音声情報のみの環境はきこえない・きこえにくい幼児児童生徒学生にとってのバリアだということを理解してほしい。エレベーターやスロープだけではなく視覚情報提供も基盤整備であるため、きこえない・きこえにくい子どもたちのことも含むインクルーシブの視点を持って取組を展開していただきたい。
8-(3)-7	文部科学省	大学入試におけるきこえない・きこえにくい学生の情報保障は、聴覚障害者情報提供等の公的な派遣期間からの派遣ができるよう、予算を確保すべきである。
8-(3)-8	文部科学省	バリアフリー化としてエレベーターやスロープの整備が挙げられているが、音声情報のみの環境はきこえない・きこえにくい幼児児童生徒学生にとってのバリアだということを理解してほしい。エレベーターやスロープだけではなく視覚情報提供も基盤整備であるため、きこえない・きこえにくい子どもたちのことも含むインクルーシブの視点を持って取組を展開していただきたい。
9. 雇用・就業、経済的自立の支援		
(1)総合的な就労支援		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
9-(1)-1	厚生労働省	職場実習の推進について、損害保険の加入が壁になっているケースがある。チーム支援であれば国の保険制度を使えるようにとか、何か方策を立てる必要があるのではないか。
9-(1)-5	厚生労働省	手話ができるジョブコーチを増やすためにも、各県の聴覚障害関連法人が認定を受けられるように勧めてほしい。
9-(1)-6	厚生労働省	様々な就労支援機関の中で手話でのコミュニケーションがとれる機関のデータベース化はできないか。
(3)障害者雇用の促進		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
9-(3)-2	厚生労働省	公務部門で働くきこえない・きこえにくい人へのサポートが不十分である。公務外のきこえない・きこえにくい人へのサポートの専門性が高いところとの連携支援ができるようにならないか。
(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
9-(4)-1	厚生労働省	ハローワークにおける「精神障害者雇用トータルサポーター」が精神障害者に対するカウンセリングを行っているが、聴覚障害者が相談できる場所はない。以前は聴覚障害当事者の精神障害者雇用トータルサポーターがおられたが、契約を切られたままであるという例がある。
(5)一般就労が困難な障害者に対する支援		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
9-(5)-1	厚生労働省	A型事業所で働くきこえない・きこえにくい人が増えているが、適切なサポートが受けられていないケースもある。支援者がきこえについての理解を深めてもらえる機会を作っていく必要があるのではないか。
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興（基本法第25条関係、条約第30条関係）		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
全体		10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興について下記項目以外の意見 ・全ての映画に対して字幕を焼き付けるなどのバリアフリー化の取り組みを。また、インターネットテレビ等での映画上映もバリアフリー化して上映するよう、映画会社への助成等の取り組みをお願いしたい。
(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
10-(1)-1	文部科学省 厚生労働省	障害者芸術文化活動支援センターはほとんどが知的障害者等の支援団体が委託を受けている。きこえない・きこえにくい人が支援を受ける場合の情報保障や情報アクセスの配慮が必要であることを周知するなどの取り組みが必要ではないか。
10-(1)-3	文部科学省	博物館、美術館、劇場等の展示や公演における情報アクセスやバリアフリーの支援などソフト面での対応だけではなく、施設における情報アクセシビリティ等のハード面の整備について予算化し、国立のすべての施設の整備を展開する取り組みを示してほしい。

(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
(2)全体	文部科学省	・(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 ・パラリンピック等ではなく「障害者競技スポーツ」とするか、「パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス」を表記すべき。「等」ではなく、個別の大会名を併記すべき。
10-(2)-1	文部科学省	項目の内容より、「～障害者スポーツに親しめる機会をつくり、パラリンピック等の[2025年に開催される東京2025デフリンピック等を含めた障害者スポーツの振興]を図る。」のようにパラリンピック等ではなく、個別の大会名なども併記すべき。[]内のように追記・修正していただきたい。
10-(2)-3	文部科学省	東京2025デフリンピックおよびデフスポーツにきこえない・きこえにくい子どもが観戦できる取組をお願いしたい。
10-(2)-4	文部科学省	項目の内容より、「性別、年齢、能力等に関係なく、地域において誰もがスポーツ施設でスポーツを行いやすくするため、模範となるTokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインを踏まえ、ハード面の整備だけでなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた施設のユニバーサルデザイン化等について、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に整備された施設の取組を含む先進事例の情報提供等により[東京2025デフリンピック等において]推進する。」[]内のように追記・修正していただきたい。
11. 国際社会での協力・連携の推進（基本法第30条関係、条約第31,32条関係）		
(1)国際社会に向けた情報発信の推進等		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
11-(1)-1	外務省	・「政府からの出席、日本人参加者への支援、共催、後援等を通じて参加している」とあるが、きこえない・きこえにくい人の日本人参加者に対して何の支援をしているのか。情報保障が全くない。
11-(1)-2	内閣府 外務省	・何故、外務省だけなのか。政府全ての責務ではないのか。またパンフにJDF等の当事者団体の意見が反映されていない。(特に意識)
(4)障害者の国際交流等の推進		
項目番号	関係府省等	連盟からの意見
11-(4)-3	外務省 厚生労働省	・ビッグアイ運営協議会委員を担っているがどんな内容なのか知りたい。
(参考)総括所見に対応する障害者基本計画(第5次)に関連する記載がないもの		
勧告番号	関係府省等	連盟からの意見
29(b)	法務省	・司法へのアクセスが法的に保障されるようさらなる改善を求める。 ・ウェブ化へ移行の情報はあがきこえない・きこえにくい人のための情報保障はどうなっているのか。
30(b)	法務省	・司法へのアクセスが法的に保障されるようさらなる改善を求める。